

社団法人 北海道産炭地域振興センター 釧路産炭地域総合発展機構  
観光・物産・展示 P R 支援事業実施要綱

1 目 的

この要綱は、釧路産炭地域に所在する市町等が観光・物産・展示 P R 等に出演又は参加し、釧路産炭地域の観光・物産・郷土芸能等を広く紹介して販路開拓と釧路産炭地域の産業振興を図る取り組みに対し、社団法人北海道産炭地域振興センター釧路産炭地域総合発展機構（以下「釧路産炭地域総合発展機構」という。）が支援することについて必要な事項を定める。

2 支援対象者

釧路産炭地域（釧路市、釧路町、厚岸町、阿寒町、白糠町、音別町、浦幌町）の市町又は各種団体、住民（以下「市町等」という。）とする。

3 実施期間

支援対象となる事業の実施期間は、会計年度内とする。

4 支援の内容及び条件

（1）市町等が観光・物産・展示等に出演、参加し、釧路産炭地域を紹介する場合の諸経費の一部として、1回につき30万円を上限として助成する。

なお、支援対象経費は、旅費（1泊2日）、展示品調達・制作費、商品送料、賃借料、保険料等とし、30万円に満たない場合は実費相当額とする。

（2）市町等は、観光・物産・展示等に出演、参加にあたって最低5人以上派遣し、説明要員として従事させ、釧路産炭地域を広く P R し販路開拓や地域振興に努めるものとする。

5 申込方法

（1）出演、参加を希望する市町等は、釧路産炭地域総合発展機構に助成申請をするものとする。

（2）釧路産炭地域総合発展機構は、申請内容を審査のうえ、採否を決定するものとする。

6 市町等の義務

（1）市町等は、支援事業を誠実に遂行しなければならない。

（2）市町等は、支援事業が完了後、速やかに、釧路産炭地域総合発展機構に「支援事業完了報告書」を提出しなければならない。

7 申込・問合せ先

社団法人 北海道産炭地域振興センター 釧路産炭地域総合発展機構 釧路事業本部

〒085 - 0016 釧路市錦町4丁目7番地 釧路錦町駐車場2階

TEL: 0154 - 25 - 4343 FAX: 0154 - 25 - 4400

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。